



図書館でのプライバシーに関する IFLA 宣言

はじめに

技術の急速な進展は、図書館/情報サービス機関やその利用者、そして社会にとってのプライバシーに対する影響は増加してきた。図書館情報サービスを提供するため利用されているインターネットサービス業者は、利用者やその活動について広範囲にわたるデータを収集している。これらの業者は顧客についてのデータを第三者に売り渡し、その第三者はサービスを提供し、監視あるいは妨害するためのデータを扱っている。識別し、位置を把握するための技術を使って、政府や第三者は盗聴目的で図書館利用者のやりとりや活動を分析したり、あるいはどこにいるかといった位置情報や利用する情報機器やサービスへのアクセスを管理することができる。

過度なデータ収集や利用は、個人利用者のプライバシーをおびやかす、ほかにも社会的・法的影響を及ぼす。インターネット利用者が広範囲なデータ収集や監視されていると認識すると、思いもよらない結果を心配して、自分の行動を自己検閲をするかもしれない。過度なデータ収集は、社会に懐疑的な効果を及ぼし、その認識された脅威の結果として、言論の自由と表現の自由に関する個人の権利を狭めることになる。言論と表現の自由を制限することは民主主義と市民参加を危うくする可能性がある。

権利としてのプライバシー

情報への自由なアクセスと表現の自由は、「世界人権宣言」¹第 19 条で表明されており、図書館情報専門職にとって必須の概念である。プライバシーはこれらの権利を確実にするため不可欠である。

プライバシーは「世界人権宣言」第 12 条での人権は「何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する」² プライバシーは結果を恐れることなく情報にアクセスし、利用することができるために必須である。電子的監視や電子的やりとりの傍受、個人データの多量収集は表現の自由や情報の自由において否定的な強い衝撃を与える。このことを認識するために、2013 年と 2014 年の国連総会はすべての国々が「電子的コミュニケーションの内容を含み、プライバシーの権利を尊重し、保護する」ことを求め、「デジタル時代におけるプライバシーの権利」³ についての決議を採択した。

図書館におけるプライバシー

個々の図書館/情報サービス機関の方針は、伝統的に利用者にとってのプライバシーと秘密保持に価値をおいている。これらの原則は「IFLA インターネット宣言」⁴ で、特に「図書館情報サービスは（中略）利用者のプライバシーや、利用者が使う情報源やサービスが機密扱いと維持されるよう努める責任を負っている」と明言している。「IFLA 倫理綱領」⁵ では利用者と図書館・情報サービス機関との関係において、個人のプライバシー尊重や個人データの保護、秘密性といったものを核とする原則としている。図書館における利用者のプライバシーは広く問題とされてきている。図書館/情報サービス機関によって利用されている情報内容やサービス提供業者は、利用者の活動内容や電

¹ 外務省「世界人権宣言」 www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html

² 同上

³ 国連人権委員会/理事会事務局(United Nations Human Rights Office of High Commissioner for Human Rights) “The Right to Privacy in the Digital Age” www.ohchr.org/EN/Issues/DigitalAge/Pages/DigitalAgeIndex.aspx

⁴ IFLA Internet Manifest www.ifla.org/publications/node/224 (2014 年版)
www.ifla.org/node/9228 (2002 年版)

⁵ IFLA/FAIFE The Code of Ethics for Librarians and other Information Workers
www.ifla.org/news/ifla-code-of-ethics-for-librarians-and-other-information-workers-full-version

子的やりとり、それにデータのやりとりといったものを収集している可能性があり、あるいは情報内容やサービスを提供するといった条件下で、図書館にデータを収集することを要求する可能性がある。クラウド利用の図書館システムでは、図書館/情報サービス機関外で利用者のデータを移動させ蓄積している可能性がある。図書館/情報サービス機関が、移動型情報機器経由でサービスを提供する際に、そのサービスが利用者の認識情報や位置情報を収集し、図書館/情報サービス機関の利用を追跡し、第三者とそのデータを共有している可能性がある。

図書館/情報サービス機関は、地域の図書館システムとデータ管理について独立した決定をおこなうための機会をもつものである。図書館/情報サービス機関は、利用者について収集する個人データはどのような種類なのかを決定し、データの安全保護や情報管理、蓄積、相互共有、保存維持について原則を熟慮する。図書館/情報サービス機関は、サービス提供者と利用者のプライバシー保護を確実なものとし、過度なデータ収集をおこなうサービスを拒否し、あるいは利用者のプライバシーを危うくするような情報技術の利用を制限することについて交渉できるようにする。しかしながら、図書館/情報サービス機関にとっては、ベンダーや政府機関による常に実施されるデータ収集の信頼できる知識に影響したり、規則化したり、あるいは獲得したりといった機会は制限されることになるだろう。

勧告

- ・図書館/情報サービス機関は、実務レベルと原則としての両方でプライバシーを尊重し促進すべきである。
- ・図書館/情報サービス機関は、全国で、地域で、そして国際的なレベルで情報告知する努力を支持すべきであり、（例えば、人権や電子権利についての活動団体による活動）個人のプライバシーや電子上の権利を守り、こういった課題について表明する図書館専門職を奨励すべきである。
- ・図書館/情報サービス機関は、プライバシーを危うくし、人々の情報を求め、受け取り、知らせる権利に影響するような電子上での監視やあらゆるタイプの不法な監視、利用者の個人的データや情報行動の収集を拒否すべきである。図書館/情報サービス機関は、利用者や利用者が利用するサービスについての個人的情報の収集制限について対策を講じるべきである。
- ・政府が利用者のデータへのアクセスやデータ監視をおこなうことを完全に回避できないのなら、図書館/情報サービス機関は政府による利用者情報あるいはコミュニケーションへの侵入が合法的な目的として必要で適切であり、そういった実施のための適法な原則にもとづくということを確認するべきである。（例えば、「コミュニケーション監視について人権の妥当性に関する国際原則」⁶）
- ・図書館/情報サービス機関は、利用者のプライバシーを危うくする可能性のある図書館情報源へのアクセスやサービスあるいは技術を提供する際には、図書館は利用者に関わりあいのあることを認識してもらうようにし、データ保護とプライバシー保護についてガイダンスを提供するべきである。
- ・図書館/情報サービス機関は、利用者があらかじめ知らされたなかで選択できるようにし、法的な行動を起こせるように、また、インターネット上のサービスの利用とコミュニケーションにおいてリスクと利益に重きをおけるようにサポートすべきである。
- ・データ保護とプライバシー保護は、図書館/情報サービス機関の利用者にとってメディア・リテラシーと情報リテラシーの教育研修の一部として含むべきである。このことは自分たちのプライバシーを守るために利用するツールについて研修をおこなうことを含んでいる。
- ・図書館/情報サービスの専門職の教育では、ネットワーク環境におけるデータとプライバシー保護の原則と実際について学ぶことを含むべきである。

2015年8月14日 IFLA 理事会承認

仮訳 井上靖代 2015年10月31日

⁶ 電子フロンティア財団 Electronic Frontier Foundation “International Principles on the Application of Human Rights to Communication Surveillance”

www EFF.org/document/13-international-principles-application-human-rights-communication-surveillance
www OHCHR.org/Documents/Issues/Privacy/ElectronicFrontierFoundation.pdf